

令和8(2026)年度国民健康保険事業費納付金算定結果について

国民健康保険事業費納付金とは、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」により、平成30(2018)年度から都道府県が財政運営の責任主体となったことから、長野県が、保険給付費等交付金の交付に要する費用その他国民健康保険事業に要する費用に充てるため、市町村から徴収する費用のことです。

※ 納付金は、県の決算、市被保険者の所得水準、人数、世帯数に応じて算定されています。

A 令和8(2026)年度 確定納付額			B 令和7(2025)年度 確定納付額			A - B		
(円)			(円)			(円)		
飯山市	医療分	302,001,376	飯山市	医療分	294,733,454			7,267,922
	支援金等分	124,227,734		支援金等分	121,212,823			3,014,911
	介護分	41,466,091		介護分	39,714,582			1,751,509
	子ども子育て分	12,214,335						12,214,335
	合計	479,909,536		合計	455,660,859			24,248,677
参考	長野県全体	49,456,346,230	参考	長野県全体	48,695,962,509			760,383,721

◇ 令和8(2026)年度から子ども子育て支援金を納付することとなったため、昨年度と比較すると、子ども分を含め飯山市全体としては約2,400万円程増加となっている。長野県全体では約7億6千万円増加。